

# 3月定例会で議決した主な議案の概要

## 議案第17号 鈴鹿市税条例の一部改正について

本市における国民健康保険の状況は、被保険者の高齢化の進行や生活習慣病患者数の増加、医学・医療技術の高度化などに伴い、医療費が年々増加傾向にあります。また、国民健康保険の構造的な問題として、低所得者の割合が高くなってきてお

り、必要となる税収が確保できず、非常に厳しい財政状況が続いています。このような状況の中、保険者として財源を確保し、国保財政の健全化を図るため、国民健康保険税の税率の引き上げ改定を行おうとするものです。

## 議案第26号 工事請負契約について（鈴鹿市清掃センター大規模改修工事）

鈴鹿市清掃センター改修対策事業に係る基幹的設備の改良工事を、55億800万円にて、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間で、J F Eエンジニアリング株式会社名古屋支店と工事請負契約を締結しようとするものです。当該事業は

DBO方式<sup>\*</sup>で、工事設計・施工と施設の維持管理・運営委託を一括発注するものです。

<sup>\*</sup>DBO方式・・・公共が資金調達を負担し、設計・建設・運営を民間に委託する方式のことで、民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払うもの。

## 議案第31号 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について

市長や議員といった特別職の給与改定について、鈴鹿市特別職報酬等審議会から期末手当の年間支給割合を0.1月分引き

上げることが適当である旨の答申があり、その趣意に沿って、期末手当の支給割合を変更しようとするものです。

## 議案第32号 鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

平成27年度の人事院勧告では、平成26年度に引き続き、国家公務員の給与の引き上げが勧告されています。これに伴い、一般職の職員の給与などについて、国や

他の地方公共団体との均衡が失われないようにすべきとの考えから、本市においても、国家公務員の給与改定に準拠し、所要の改正を行おうとするものです。